

ジクロロメタン（塩化メチレン）適正使用のお願い

2012年6月12日

クロロカーボン衛生協会

〒104-0033 東京都中央区新川1-4-1

住友不動産六甲ビル8階

電話：03-3297-0321 FAX：03-3297-0311



今般、関西地方の印刷会社に勤務していた複数の元従業員の方が胆管がんを発症し、うち何名かの方が亡くなられ、労災請求がなされたとの報道がありました。インキを拭き取る際に用いられる洗浄剤を高濃度で長期間、吸入したことが発症の原因との推定がなされ、現在労働基準局による詳細な調査が行われています。

当該印刷所で使われていた洗浄剤には複数の有機溶剤が混合され、その一つとしてジクロロメタンが使用されていたことから、今回の発症の一因ではないかとの報道があり、不安を感じた一部ユーザーの方からジクロロメタンの安全性や取扱方法について、当協会及び加盟各社にお問い合わせを頂いております。

ジクロロメタンの安全性及び取扱方法についてはMSDSに記載されておりますが、今回の事案を踏まえ、関連する法令及び指針の概要などを改めて以下の通りお知らせ致します。

事故・災害の防止のためにジクロロメタンを適正管理のもとご使用頂くよう、改めてお願い致します。

記

- ・ジクロロメタンは、「**有機溶剤中毒予防規則**」の適用を受ける物質です。
- ・また、人に対するがん原性は現在確定していないものの、労働者が長期間曝露された場合、がん等の健康障害を生じる可能性が否定できないことから、「**労働安全衛生法の規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質による健康障害を防止する指針**」の対象物質にもなっております。

1. 「有機溶剤中毒予防規則」の概要

屋内作業場など厚生労働省令で定める場所及び業務において、有機溶剤を取り扱う場合は、次の通り法律で定められています。

- (1) ジクロロメタン（5%を超えて含有するもの）は、第2種有機溶剤であり見やすいところに以下の表示をすること。
 - * 区分表示 第2種有機溶剤（地色：黄色、文字：黒）
 - * 人体に及ぼす影響、取扱い上の注意事項、中毒が発生したときの応急処置
- (2) 密閉装置または局所排気またはプッシュプル換気装置を設置しなければならない。局所排気装置は、一定の制御風速を出し得る能力を持つこと。
- (3) 技能講習を終了した者から有機溶剤作業主任者を選任しなければならない。

- (4) 作業環境測定士による作業環境測定を6ヶ月以内に一回行わなければならない。測定値をもとに3つの管理区分のどれに相当するかを判定し、第2、第3区分に相当する場合には相応の措置を講じる必要がある。ジクロロメタンの作業評価基準は50ppmである。測定記録は3年間保存しなければならない。また、測定結果を労働者に周知しなければならない。
- (5) 労働者の健康診断を6ヶ月以内毎に行い、その結果を通知しなければならない。また労働基準監督署に結果を提出するとともに、5年間保存しなければならない。
- (6) 局所排気装置のない作業場では、送気マスク或いは防毒マスクを着用しなければならない。また、皮膚、眼などの障害防止のために、保護具の着用も義務づけられている。

2. 「労働安全衛生法の規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質による健康障害を防止する指針」の概要

1. の有機溶剤中毒予防規則に定める措置のほか、次の措置を講ずること。

- (1) ジクロロメタンへの曝露低減措置
 - * 作業環境管理（使用条件等の変更、作業工程の改善）
 - * 作業管理（作業位置、作業姿勢又は作業方法の選択、適切な保護具の使用、ばく露される時間の短縮）
 - * 作業場外へ排出する場合、排気、廃液等による事業場の汚染の防止
 - * 保護具の適正管理（同時に就業する作業者の人数分以上の備え付け、常時有効かつ清潔に保持。送気マスクを使用させたときは有害な空気を吸入しないように措置）
 - * 作業基準の策定（設備・装置等の操作、調整及び点検、異常時の応急措置、保護具の使用）
- (2) 作業環境測定
 - * 測定結果について評価を行い、第一管理区分を維持するのに必要な改善を行う。
 - * 記録を30年保存。
- (3) 労働衛生教育
 - * ジクロロメタンの性状・有害性、健康障害、その予防措置・応急措置、局所排気装置等ばく露を低減するための設備及びそれらの保守・点検方法、保護具の種類・製法・使用方法・保守管理、関係法令の教育。教育時間は4.5時間以上。
- (4) 製造等に従事する労働者の把握
 - * 1月を越えない期間ごとに記録（労働者の氏名、業務の概要、従事期間、著しく汚染される事態が生じたときは、その概要及び講じた応急措置の概要）。30年間保存。
- (5) 危険有害性の表示等
 - * 化学物質安全データシート(MSDS)の交付及び労働者への有害性の周知、危険有害性の表示。

以上